次代の社会を担う子どもたちの育ちを応援

父子家庭にも児童扶養手当を支給します

児童扶養手当は、父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童を育成する家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立の促進に寄与し、児童の福祉の増進を図ることを目的として、支給される手当です。

これまでは、母子家庭を支給対象としていましたが、8月分手当から父子家庭にも支給されることになりました。

▽対象者

次の①から⑤までのいずれかに該当する児童について、父がその児童を監護し、かつ、生計を同じくしている場合に支給されます。

①父母が婚姻を解消（離婚）した児童

②母が死亡した児童

③母が一定程度の障害の状態にある児童

④母の生死が明らかでない児童

⑤その他（母が1年以上遺棄している児童、母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童、母が婚姻によらないで懐胎した児童など）

▽支給額

受給資格者が、監護・養育する児童の数などで決定されます。

ただし、公的年金（遺族年金や障害年金など）を受給する場合は手当を受けることができません。

また、受給資格者本人や同居している扶養義務者の所得額などで、手当額が異なったり、全額停止になったりする場合があります。

①児童数1人

・全部支給　月額41、720円

・一部支給　月額9、850～41、710円

②児童数2人

・全部支給　月額46、720円

・一部支給　月額14、850～46、710円

※以後、児童が1人増えるごとに月額3、000円を加算します。

▽振込時期

・4月（12、1、2、3月分）

・8月（4、5、6、7月分）

・12月（8、9、10、11月分）

※8月から11月までの手当が支給されるのは12月です。

▽申請期間　8月2日（月）～11月30日（火）

11月30日までに申請すると、次の取り扱いとなります。

①8月1日において支給要件に該当している人は、8月分から支給されます。

②8月1日から11月30日までに新たに支給要件に該当する人は、要件に該当した月の翌月分から支給されます。

11月30日を過ぎると、申請の翌月分からの支給となります。

▽手続きに必要なもの

・印鑑

・通帳など金融機関の分かるもの

・受給資格者および該当する児童の戸籍謄本

※その他必要に応じて書類の提出をお願いする場合があります。

■問い合わせ・申請・届出先

子育て支援課

☎0869-26-5947

保健福祉部邑久分室

☎0869-22-1810

牛窓支所

☎0869-34-3431

裳掛出張所

☎0869-25-0004

すでに受給している人は

手当を引き続き受ける要件の有無を確認するため、現況届の提出が必要です。

提出がないと支給を受けることができません。

届出期間は、8月2日（月）から31日（火）までです。

みんなで支え合う社会

障害者に支給される手当を紹介します

心身に障害のある人やその養育者などに対して、その福祉の向上を図ることを目的として、次のような手当が支給されます。

現在、手当を受給しておらず、要件に該当すると思われる人はご相談ください。

なお、すでに手当（経過的福祉手当を含む）を受給している人は、現況届（所得状況届）の提出が必要です。書類を送付しますので、8月11日（水）から9月10日（金）までに提出をお願いします。

特別児童扶養手当

精神か身体に障害のある児童の福祉の増進を図ることを目的として、その児童を家庭で監護・養育している人に、国から特別児童扶養手当が支給されます。

▽対象者

20歳未満の精神か身体に障害がある児童を家庭で監護している父母か、養育者

※次の場合は対象外になります。

・児童が児童入所施設、社会福祉入所施設などに入所しているとき

・児童が障害を支給理由とする年金を受けることができるとき

▽支給額

・1級（重度）　月額50、750円

・2級（中度）　月額33、800円

▽振込時期

・4月（12、1、2、3月分）

・8月（4、5、6、7月分）

・12月（8、9、10、11月分）

※請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

特別障害者手当

障害者の福祉の向上を図ることを目的として、精神か身体に重度の障害があるため日常生活で常時特別な介護を必要とする状態の人に支給される手当です。

▽対象者

20歳以上で、重度の障害を重複して有する人、または、これに準ずる程度の障害を有する人

※次の場合は対象外になります。

・障害者が社会福祉入所施設などに入所しているとき

・障害者が病院・診療所に継続して3カ月を超えて入院したとき

▽支給額　月額　26、440円

※本人、その扶養者義務者などの前年所得による支給制限があります。

▽振込時期

・2月（11、12、1月分）

・5月（2、3、4月分）

・8月（5、6、7月分）

・11月（8、9、10月分）

※請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

障害児福祉手当

障害児の福祉の向上を図ることを目的として、精神か身体に重度の障害があるため、日常生活で常時介護を必要とする状態にある児童に支給される手当です。

▽対象者　20歳未満で、重度の障害が1つ以上ある人

※次の場合は対象外になります。

・障害児が児童入所施設・社会福祉入所施設などに入所しているとき

・障害児が障害を支給理由とする年金を受けることができるとき

▽支給額　月額　14、380円

※本人、その扶養義務者などの前年所得による支給制限があります。

▽振込時期

・2月（11、12、1月分）

・5月（2、3、4月分）

・8月（5、6、7月分）

・11月（8、9、10月分）

※請求した日の属する月の翌月分から支給されます。

■問い合わせ・申請・届出先

福祉課

☎0869-26-5943

保健福祉部邑久分室

☎0869-22-1810

牛窓支所

☎0869-34-3431

裳掛出張所

☎0869-25-0004